

# 資 料

- 用語解説
- 世界人権宣言
- 日本国憲法（抄）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 岐阜市市民憲章
- 生涯学習都市宣言
- 岐阜市子どもの権利に関する条例
- 障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例
- 岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部要綱
- 岐阜市の人権教育・啓発のあゆみ
- 相談機関

# 用語解説

## 生き合う力

「生き合う」とは、人は互いに向き合い、助け合い、支え合い、励まし合って生きていることを表しています。人は一人では生きていけません。人の出会いとつながりの中で生きる力をもらっているのです。「生き合う力」とは、人と人とが向き合い、双方から働きかけ合うエネルギーのことです。生き合いづらい世の中だからこそ、自分のまわりから「よく生き合う関係づくり」に努めるため「生き合う力」を育むことを本計画の基本理念としています。

## エイズ（AIDS）

ヒトの免疫不全ウイルス（HIV）の感染により、生きていくために必要な身体の抵抗力（免疫）が壊されて免疫機能が働かなくなる病気です。正確には「後天性免疫不全症候群」といいます。また、HIV感染者とは、HIV の感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人を指します。

## インクルーシブ教育システム(inclusive education system)

人間の多様性の尊重等を強化し、障がいのある者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障がいのある者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」(reasonable accomodation)が提供されること等が必要とされています。また、報告では、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である、とされています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会初等中等教育分科会 平成 24 年 7 月 23 日）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm)



## SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の Web サイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供したりする会員制のサービスの事です。

## えせ同和行為

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下にさまざまな不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然とした態度で対処することが望まれます。

## LGBTQ

Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者) の頭文字をとった単語です。また、Questioning (クエスチョニング、自らの性のあり方について特定の枠に属さない人・わからない人) や他にも多様な性のあり方があり、性的少数者の総称として LGBTQ や LGBTQ+ と表すことがあります。性的少数者の総称として、Queer (クィア) という言葉もあります。

## オレンジリボン運動

「オレンジリボン運動」は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。オレンジリボン運動を通して子どもの虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

「認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク」

<https://www.orangeribbon.jp/about/orange/>



## グローバル・シチズンシップ (地球市民)

グローバル・シチズンシップとは、一人でも多くの人が自らの世界をよりよくする志のことで、また、グローバル・シチズンシップ教育 (GCED) とは、教育がいかにして世界をより平和

的、包括的で安全な、持続可能なものにするか、そのために必要な知識、スキル、価値、態度を育成していくかを包含する理論的枠組みとなります。学習者が国際的な諸問題に向き合い、その解決に向けて地域レベル及び国際レベルで積極的な役割を担うようにすることで、平和的で、寛容な、包括的、安全で持続可能な世界の構築に率先して貢献するようになることを目指しています。

「一般社団法人 グローバル教育推進プロジェクト (GiFT)」

<https://j-gift.org/about/global-citizenship-education/>

「文部科学省 参考 5 GCED : Global Citizenship Education  
(地球市民教育) について」

[https://www.mext.go.jp/unesco/002/006/002/003/shiryo/  
attach/1356893.htm1](https://www.mext.go.jp/unesco/002/006/002/003/shiryo/attach/1356893.htm1)



## 外国人市民

外国籍の人に限らず外国籍であったが日本国籍を取得した人、国際結婚などによって生まれた人をはじめ、外国にルーツがあり、外国の生活文化を持つ人などを総じて「外国人市民」といいます。

## 健康教育

個人、家族、集団または地域が直面している健康問題を解決するにあたって、自ら必要な知識を獲得して、必要な意志決定ができるように、そして直面している問題に自ら積極的に取り組む実行力を身につけることができるように援助することです。

## ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人です。

## 更生保護活動

国が、民間ボランティアの人たちと連携して、刑を終えて出所した人等が、地域社会の中で早期に更生できるよう助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動です。

### <民間ボランティアの活動>

#### \* 保護司

保護観察対象者の指導や生活環境の調整、犯罪予防活動などに取り組んで、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティア

\* 更生保護施設

犯罪や非行をした人の社会復帰に際し、自立までの間、居室や食事を提供したり、生活指導などを行ったりする民間の施設

\* 更生保護協会

就労支援をはじめとする更生支援や、更生保護活動の円滑な実施のための研修や資金援助、広報活動などを行う民間団体

\* 更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪や非行をした人の更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体

\* BBS会 「Big Brothers and Sisters Movement」

「兄」や「姉」のような身近な存在として少年たちと接し、相談に乗ったりしながら地域に根ざした非行防止活動を行っている青年ボランティア団体

\* 協力雇用主

保護観察を受けている人などを雇用することをで、自立更生を援助する民間事業者

## 高齢者虐待

2005（平成17）年11月9日法律第124号として公布され、翌年の4月1日に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、次のとおり虐待の主な種類を定めています。

- ・ 身体的虐待：暴力的行為によって身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為
- ・ 心理的虐待：脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること
- ・ 性的虐待：本人が同意していない、性的な行為やその強要
- ・ 経済的虐待：本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること
- ・ 介護・世話の放棄・放任：必要な介護サービスの利用を妨げたり世話をしなかったりするなどにより、高齢者の生活環境や身体的・精神的状態を悪化させること

## 高齢者見守りネットワーク

2009（平成21）年12月11日に開始し、本市に住む高齢者を対象に、各家庭に新聞等の配達や電気メーター等の検針を行う事業所(新聞、郵便、電気、ガス、水道、食料品等販売)が、さり

げない見守りをし、高齢者の異変を発見した場合に高齢福祉課へ連絡し、当該高齢者等の状況の確認と支援につなげるものです。

## ジェンダーフリー

男性・女性といった従来の固定的な性別にとらわれず、誰もが平等に、自らの能力を生かして自由に行動・生活できることです。

## 持続可能な開発目標（SDGs）

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。17のゴールには「①貧困②飢餓③保健④教育⑤ジェンダー⑥水・衛生⑦エネルギー⑧成長・雇用⑨イノベーション⑩不平等⑪都市⑫生産・消費⑬気候変動⑭海洋資源⑮陸上資源⑯平和⑰実施手段」があります。

## 児童の権利に関する条約

1989（平成元）年11月に国連総会で採択された、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることをめざした条約のことです。我が国は、1994（平成6）年4月に締結しています。

「外務省 児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>



## 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする運動で、毎年7月を強調月間として全国的に展開されています。この運動は、1949（昭和24）年に施行された「犯罪者予防更生法」の思想に賛同した東京銀座の商店主たちが、「犯罪者予防更生法実施記念フェア（銀座フェア）」と名付けたイベントを繰り広げたのが発端となり、1951（昭和26）年から実施されてきました。街頭パレードや講演会、非行問題を話し合うミニ集会、青少年相談、地域の連帯意識を高めるためのスポーツ大会などが行われます。

「法務省 社会を明るくする運動」

<https://www.moj.go.jp/hogo1/kouseihogoshinkou/syamei/>



## 障がい

本市では、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、当事者の思いに寄り添い、障がいのある人の人権をより尊重するという観点から、「障害」を「障がい」とひらがな表記することにしていきます。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性活躍推進法が制定されました。この法律に基づき、国・地方公共団体、101人以上の企業は、（１）自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、（２）その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、（３）自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません。

また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

「内閣府男女共同参画局 女性活躍推進法「見える化」サイト」

[https://www.gender.go.jp/policy/suishin\\_law/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html)



## 性的指向

人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）、他者に恋愛感情を抱かない人（アロマンテック）、性的に他者に惹かれない人（アセクシャル）などがあります。

## 性同一性障がい

個別に関する自我同一性（アイデンティティ）に何らかの障がいがあるというのが直接の意味です。身体的な性別と精神的な性別の自覚が一致せず、現在おかれた性別と、それに伴う社会的な性役割に強い違和感を抱く状態ともいえます。世界保健機関（WHO）などによる基準では、「身体的性別とは反対の性別への、持続する精神的同一感」などとも説明されています。肉体は男性で、したがって戸籍上も男性だが、女性として生きることを望む人、逆に身体は女性でも、男性

として生活したい人に関する状態をいいます。

性同一性障害は、病気ではないという考え方にに基づき、2022年に発効された世界保健機関（WHO）の国際疾病分類で、これまでの「精神障害」から除外されました。

## 成年後見制度

認知症、知的障がいのある人、精神障がいのある人など一人で物事を決めることが心配な人が、契約締結等の法的な手続きを行う際、支援する人を選任するなどして財産を保護する制度です。

## 生活困窮者自立支援法

生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律です。

全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施します。また、都道府県知事等は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する仕組みを設けます。

「厚生労働省 生活困窮者自立支援制度」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html>



## 世界エイズデー

世界エイズデー（World AIDS Day：12月1日）は、世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が1988年に制定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われています。

## セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせるさまざまな行為をいいます。

## ソーシャルスキルトレーニング（SST）

SSTは希望志向であり、精神障がいをもつ人たちをはじめ、支援を必要とする方の希望に基づいた支援方法です。対人関係を中心とするソーシャルスキルのほか、服薬自己管理・症状自己管理などの疾病自己管理スキルを高める方法がスキルパッケージとして開発されています。SSTは効果が実証された体系的な方法で、日本でもその効果が認められ、1994（平成6）年4月に精神科を標榜している保険医療機関において入院加療者を対象として「入院生活技能訓練療法」が診療報酬化されました。現在では、精神科領域だけでなく、教育領域、就労支援関連領域、司法矯正領域、職場のメンタルヘルス(産業領域)など、さまざまな領域で実践されています。また、家庭や職場への訪問など、地域生活者の現場での支援も行われています。

「一般社団法人 SST 普及協会」 <http://www.jasst.net/top/>



## 損害賠償命令制度

刑事事件を担当した裁判所が、有罪の言渡しをした後、引き続き損害賠償請求についての審理も行い、加害者に損害の賠償を命じることができるという制度です。損害賠償請求に関し、刑事手続の成果を利用するこの制度により、犯罪被害者の方が、刑事事件とは別の手続で民事訴訟を提起することに比べ、犯罪被害者の方の立証のご負担が軽減されます。

## 地域包括ケアシステム

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が連携し、一体的に提供されるシステムの構築の実現をめざしています。

## 地域包括支援センター

本市は、市内19か所に岐阜市地域包括支援センターを設置し、高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近な総合相談窓口として生活に関する様々な相談をお受けしています。地域包括支援センターには保健師または看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置され、地域で支え合う地域ケアを推進しています。

## デジタル・シティズンシップ教育

テクノロジーをうまく活用しながら、デジタル時代の善き市民として生きるには、どうしたらよいかを考え、実践する力を育てる教育です。

## 育成就労

2024（令和6）年6月の通常国会において、技能実習制度に代わり「育成就労」制度の新設等を柱とする「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が可決・成立し、改正法は2027（令和9）年までに施行される見通しとなっています。

この在留資格「育成就労」に係る制度とは、深刻化する人手不足に対応するため、育成就労産業分野（特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの）において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とするものです。

## DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦や恋人など親密な間柄にある、またはあった相手から加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

## トライアル雇用事業

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用した場合に助成するものであり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

## 日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。都道府県・指定都市社会福祉協議会が実施主体となり、福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等を行っています。

## ネットいじめ

インターネット上におけるいじめ及び嫌がらせ。一定の人間関係のある者から、パソコンやスマートフォンなどの端末を経由して、一方的に継続的な物理的・精神的苦痛を感じさせている状態。法規制に発展する国や地方自治体も出てきています。匿名性があるように感じられるため、

通常のいじめのように相手との物理的な力関係が軽視され、低い罪悪感で面白半分に加勢し、エンターテイメント化する特徴をもっています。

## ノーマライゼーション

障がいの有無や年齢、社会的立場などに関係なく、誰もが同等の権利を享受できるようにするという考え方です。

## パブリックコメント

行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ住民から意見を募り、それを意志決定に反映させることを目的とした制度です。

## ハラスメント

いろいろな場面での「嫌がらせ・いじめ」をいい、種類はさまざまですが、他者に対する発言や行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり尊厳を傷付けたり不利益や脅威を与えたりすることを指します。性別に関係なく性的な発言や行動をとることを「セクシュアルハラスメント」、研究教育の場における権力を利用した発言や行動をとることを「アカデミックハラスメント」、職場における地位や人間関係等の優位性を背景にした発言や行動をとることを「パワーハラスメント」、妊娠・出産に伴う労働や就業制度等の支障をきたすという理由で退職を促したり休暇の取得を妨げたりすることを「マタニティハラスメント」、顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為を「カスタマーハラスメント」といいます。

## バリアフリー

もともとは建築用語で、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味ですが、より広く、障がい者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられます。

## ハンセン病

1873（明治6）年にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

## ピアサポート

「ピア」とは仲間を意味しています。職場の同僚もピアです。「サポート」とは支援すること

を意味していますが、専門家によるサポートとは違い、仲間としてよりよくサポートする“仲間力”に基づいたものです。ピアサポートとは、学生達の対人関係能力や自己表現能力等、社会に生きる力がきわめて不足している現状を完全するための学校教育活動の一環として、教職員の指導・援助のもとに、学生たちの相互の人間関係を豊かにするための学習の場を各学校の実態に応じて設定し、そこで得た知識やスキル（技能）をもとに、仲間を思いやり、支える実践活動と定義しています。

「日本ピア・サポート学会」 <http://www.peer-s.jp/idea.html>



## 被害者参加制度

一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度です。

## プロバイダー

インターネット接続用の通信回線を提供する業者で、電子メールやホームページなどのインターネットのサービスを利用するには、専用線や光回線、電話回線を通じてインターネット回線に接続する必要があり、その橋渡しをしてくれるのがプロバイダーです。

## 情報流通プラットフォーム対処法

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報に掲載され、個人の権利が侵害されたりするなどの事案が発生した場合、プロバイダー事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。大規模プラットフォーム事業者（大規模特定電気通信役務提供者）には、一定期間内の削除申出への対応や削除基準の策定・公表が義務付けられています。

## ペアレントトレーニング

保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークといったプログラムを通して、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの発達促進や不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。

## ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、又は妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が2012（平成24）年10月に作成したマークです。

ヘルプマークには、ストラップが付いており、鞆などに付けることができます。また、附属物として、シールが付いているので、必要な支援をシールに記載し、マークの裏面に貼付することができます。

# 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会 採択

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

## 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管

轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

### 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

### 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

### 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

### 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

### 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

### 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

### 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

### 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

## 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

## 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

## 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

## 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

## 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

## 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

## 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

## 第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

## 第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

## 第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

# 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

昭和22年5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第3章 国民の権利及び義務

**第11条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

**第12条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

**第14条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、

又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

**第15条** 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

**第16条** 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

**第17条** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

**第18条** 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

**第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**第23条** 学問の自由は、これを保障する。

**第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

**第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**第27条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

## 第10章 最高法規

**第97条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

**第1条** この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

**第3条** 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

**第4条** 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第5条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第6条** 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

**第7条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

**第8条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告

を提出しなければならない。

(財政上の措置)

**第9条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

**第2条** この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 岐阜市民憲章

わたくしたち岐阜市民は 金華山と長良川のもつ美しい自然にはぐくまれてきた伝統をうけつぎ市民相互のつながりを強め 自由と平和を尊ぶまちをきずくため

- 1 自然をいかし 人間を尊重する  
住みよいまちをきずきます
- 1 青少年には夢 老人には安らぎのある  
心のかよったまちをきずきます
- 1 働くことに喜びをもち 健全に余暇を楽しむ  
活気あるまちをきずきます
- 1 きまりを守り 相手の気持ちを大切に  
助けあいのあるまちをきずきます
- 1 広く交わり 教養を高め 個性を伸ばし  
豊かなまちをきずきます

1973（昭和48）年3月27日

## 生涯学習都市宣言

私たちは

金華山と長良川に象徴される豊かな自然を守り  
楽市楽座の持つ自由で創造的な気風を高め  
人権を尊重し、互いに支え合うあたたかい地域社会と  
活力に満ちた住みよいまちを  
主体的な活動によって実現します

そのために私たちは、子どもから大人まで

自ら学び・楽しみ・貢献することで生きがいをもつ  
生涯学習の生き方を進めます

ここに自らの意思を明らかにするため

「生涯学習都市」を宣言します

1996（平成8）年4月1日

# 岐阜市子どもの権利に関する条例

平成18年3月27日

条例第15号

## 目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 一人の人間として持っている子どもの権利（第3条—第8条）

第3章 子どもの権利を保障する責務（第9条—第14条）

第4章 権利の自覚と他の人の権利を尊重する責務（第15条）

第5章 子どもの権利推進委員会（第16条）

第6章 雑則（第17条）

附則

人は、だれもが生まれながらにして幸せに生きる権利を持っています。

子どもは、生まれたときから一人ひとりが権利の主体であり、大人の都合やその場の感情などでその権利が侵害されることがあってはなりません。

私たちは、子ども一人ひとりが、本来持っている力を発揮して、いきいきと自分の可能性を追求し、幸せな人生を送ることができるよう、子どもの権利の保障に最大限努めます。

そのために、子どもの権利を保障し、支援するまちづくりに取り組みます。

子どもの皆さん。

この条例においては、子ども一人ひとりが生まれながらに権利の主体であることを改めて確認するとともに、子どもの特に大切な権利を明記しています。これらの権利は、最大限守られなければなりません。

一人ひとりが権利の主体であるということは、自分に権利があると同時に他の人にも権利があるということです。自分が権利の主体であることを自覚し、その上に立って他の人の権利を認識し、おたがいの権利を尊重する責務があることを理解することが大切です。一人ひとりの権利が大切にされる社会は、多くの人々のこうした自覚と認識と理解の中でつくられているのです。

私たちは、可能性に満ちたすべての子どもの幸せのために、子どもの自主性を尊重し、その権利を保障することを目的として、ここに岐阜市子どもの権利に関する条例を制定します。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、児童の権利に関する条約に基づき、すべての子どもの幸せのために、子どもの自主性を尊重し、その権利を保障することを目的とします。

(定義)

**第2条** この条例において「子ども」とは、18歳未満の人その他これらの人と等しく権利を持つことがふさわしいと認められる人をいいます。

2 この条例において「子どもが育ち・学ぶ施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

## 第2章 一人の人間として持っている子どもの権利

(子どもの権利の保障)

**第3条** この章に規定する権利は、子どもが一人の人間として持っている特に大切な権利として保障されなければなりません。

(安全に安心して生きる権利)

**第4条** 子どもは、家庭や社会の中で個人として尊重され、安全に安心して生きるために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 命が大切にされること。
- (2) 愛情を持って育まれること。
- (3) 健康に配慮され、適切な医療の提供が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 虐待、暴力、いじめなどを受けないこと。
- (6) 性的に不当なあつかいを受けないこと。

(のびのびと育つ権利)

**第5条** 子どもは、社会の中で一人の人間としてより良く育つために、主として次にかかげる権利が保障されます。

- (1) 個性が認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分に関することを主体的に決めること。
- (3) 遊んだり、文化、芸術、スポーツに親しんだりすること。
- (4) 学ぶこと。
- (5) 安心して心や体を休ませること。

(6) 放任されず、適切な生活習慣や基礎的な社会性を身につけること。

(自分を守り、自分が守られる権利)

**第6条** 子どもは、自分を守り、自分が守られる権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

(1) 権利を侵害される状況からのがれること。

(2) 成長をさまたげる状況から保護されること。

(3) 個人の秘密が守られること。

(4) 人格を傷つけられないこと。

(意見を述べ、参加する権利)

**第7条** 子どもは、自分に影響をおよぼすすべての事からについて意見を述べる権利があり、仲間と集い、参加する権利があります。そのために、主として次にかかげる権利が保障されます。

(1) 必要な情報を取得すること。

(2) 自己表現や意見の表明ができ、それらが尊重されること。

(3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。

(4) 年齢や成長に応じて社会に参画し、意見が反映されること。

(適切な支援を受ける権利)

**第8条** 子どもは、国籍のちがい、障害のあるなしその他置かれた状況に応じ、必要に応じて適切な支援を受けることができます。

### 第3章 子どもの権利を保障する責務

(市の責務と役割)

**第9条** 市は、市民と協働して必要な施策を策定し、実施し、子どもの権利の保障に努めなければならない。

2 市は、前項の責務を果たすため、次にかかげる役割をになうものとします。

(1) さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及と啓発に努めること。

(2) 子どもがなやみや困りごとを相談することができ、保護者が子どもを育てることに関して相談し、支援を受けることができる環境の整備に努めること。

(3) 市民全体で子どもを見守り、子どもの権利を保障する環境の整備に努めること。

(4) 市の組織を充実させるとともに、他の関係機関と連携し、子どもを権利の侵害から救済するため、必要な施策を実施すること。

(5) 子どもが、市の取組について情報を取得し、意見を述べ、参加することができるよう努めること。

(保護者の責務と役割)

**第10条** 保護者は、自分が、養育する子どもの権利を保障するための第一義的な責任を負うことを認識し、その権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 子どもに愛情を持って接し、子どもの安全と健康のために最大限の配慮をすること。
- (2) 子どもの個性と人格を尊重し、教育を受け、文化、芸術、スポーツに接する機会を作るよう努めること。
- (3) 家庭が、子どもにとって楽しく安心していられる場所となるよう配慮するとともに、適切な生活習慣と基礎的な社会性が身につくよう努めること。
- (4) 子どもを虐待しないこと。
- (5) 子どもの大切な秘密を不当に侵害しないように努めること。
- (6) 子どもの意見を尊重するよう努めること。

(地域住民の責務と役割)

**第11条** 地域住民は、身近にいる子どもに関心を持って見守り、働きかけ、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 地域住民は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 子どもの権利を守り、子どもが一人の人間として健やかに成長していくことができるよう、安全で安心なコミュニティづくりに努めること。
- (2) 子どもを見守り、必要に応じて関係機関へ連絡や相談をするなどの支援に努めること。
- (3) 子どもが、地域の活動について情報を取得し、意見を述べ、主体的に参画することができるよう努めること。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の責務と役割)

**第12条** 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが主体的に育ち・学ぶことができる環境をつくり、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

- (1) 子どもを権利の主体としてとらえ、子どもの立場に立った施設の運営を図るよう努めること。
- (2) 虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止のために措置を講じるとともに、関係者や関係機関との連携に努めること。
- (3) 施設の運営について子どもに適切な情報を提供し、子どもの意見を聴くよう努めること。
- (4) 子どもの個性を尊重し、一人ひとりに応じた保育や教育などを行うとともに、子どもが必

要とする情報を提供するよう努めること。

(事業者の責務と役割)

**第13条** 事業者は、その事業活動において子どもの権利を尊重するとともに、その事業所で働く従業員が、子どもの権利を尊重できるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 事業者は、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

(1) 事業活動が子どもに深く影響をおよぼす場合があることを認識し、子どもの権利に配慮した事業活動を行うよう努めること。

(2) 事業所で働く従業員に対し、子どもの権利が保障されるための必要な措置を講じるとともに、子どもの権利についての理解をうながすよう努めること。

(共通の役割)

**第14条** 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者は、子どもの権利を守るため、相互に連携し、協力するよう努めなければなりません。

2 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者は、各々の役割を通して、子どもが自分の権利について自覚するよううながすとともに、子どもが他の人の権利を尊重することの大切さを理解することができるよう努めなければなりません。

#### 第4章 権利の自覚と他の人の権利を尊重する責務

(子どもの責務と役割)

**第15条** 子どもは、自分の権利について自覚し、他の人の権利を認め、尊重するよう努めなければなりません。

2 子どもは、前項の責務を果たすために、次にかかげる役割をになうものとします。

(1) 自分の権利について学び、正しく行使することを通して自分の権利を実現するよう努めること。

(2) いじめや差別など他の人の権利を侵害する行為を行わず、また、これらの行為がなくなるよう努めること。

(3) 地域活動やボランティア活動などに主体的に参画するよう努めること。

## 第5章 子どもの権利推進委員会

**第16条** 市と市民がそれぞれの責務と役割を果たすとともに、子どもの権利が総合的に保障されるよう、岐阜市子どもの権利推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、次にかかげる事項について審議し、必要に応じて市に報告を求めます。

（1）子どもの権利を保障する市の施策の実施に関すること。

（2）子どもの権利の保障の状況に関すること。

3 推進委員会は、前項各号に定める事項について、必要があると認めた場合は、市に対して提言することができます。

4 推進委員会は、委員15人以内で組織します。

5 委員は、次にかかげる者のうちから、市長が委嘱、任命をします。

（1）人権擁護、教育、児童福祉、保健医療の関係者

（2）学識経験を有する者

（3）公募に応じた市民

（4）前3号にかかげる者のほか、市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 委員は、再任されることができます。

8 前各項に定めるもののほか、推進委員会の組織、運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

## 第6章 雑則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和59年岐阜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区 分	報 酬	費用弁償	区 分	報 酬	費用弁償
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
男女共同参画推進審議会委員	日額 9,200円		男女共同参画推進審議会委員	日額 9,200円	
子どもの権利推進委員会委員	日額 9,200円		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

# 障がいのある人もない人もともに暮らせる岐阜市づくり条例

令和4年3月30日

条例第13号

## (目的)

**第1条** この条例は、障がい及び障がいのある人に対する市民及び事業者の理解を深め、障がいを理由とする差別を解消するための施策の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本となる事項を定めることにより、障がいのある人もない人も、個人として尊重し合いながらともに暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がいをいう。
- (2) 障がいのある人 障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 障がいを理由とする差別 障がいのある人に対し、正当な理由なく障がいを理由とする不利益な取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしないことをいう。

## (基本理念)

**第3条** 共生社会の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、個人として等しく尊重され、地域社会の主体となること。
- (2) 障がいのある人の性別、年齢、障がいの特性、状態等に応じたきめ細やかな支援が必要であること。
- (3) 障がいのある人、その家族その他関係者の意見を可能な限り尊重するとともに、各分野における切れ目のない支援が必要であること。

(市の責務)

**第4条** 市は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する市民及び事業者の理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別を解消し、共生社会を実現するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民及び事業者の責務)

**第5条** 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるとともに、前条に規定する施策に協力するよう努めるものとする。

(障がいを理由とする差別の禁止)

**第6条** 何人も、障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別をしてはならない。

(施策を定める計画)

**第7条** 市は、基本理念にのっとり、第4条に規定する施策について、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画に定めるものとする。

(意見聴取)

**第8条** 市長は、共生社会の実現のために必要と認めるときは、岐阜市障害者施策推進協議会条例（平成8年岐阜市条例第5号）に基づき設置する岐阜市障害者施策推進協議会の意見を聴くものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部要綱

平成22年4月1日決裁  
平成23年4月1日改正  
平成24年4月1日改正  
平成25年4月1日改正  
平成26年4月1日改正  
平成27年4月1日改正  
平成28年4月1日改正  
平成29年4月1日改正  
平成31年3月22日改正  
令和2年3月26日改正  
令和2年12月14日改正  
令和3年3月25日改正  
令和4年3月25日改正  
令和5年2月8日改正  
令和6年4月12日改正  
令和7年3月27日改正

(設置)

**第1条** 本市の人権教育・啓発行動計画について、関係部局相互の緊密な連携及び協力を確保し、総合的かつ効果的に推進するため、岐阜市人権教育・啓発行動計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の人権教育・啓発行動計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 前号の事務の実施に関し、本部長が必要と認める事項

(組織)

**第3条** 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、市民協働生活部に関する事務を主に担任する副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

**第4条** 本部長は、推進本部を代表し、その事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。  
(会議)

**第5条** 推進本部の会議は、本部長が招集し、市民協働生活部長が議事を進行する。

- 2 本部長は、必要に応じて、副本部長及び本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。  
(幹事会)

**第6条** 推進本部の所掌事務の調査検討に従事するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、市民協働生活部人権啓発センター所長（以下「人権啓発センター所長」という。）をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。  
(作業部会)

**第7条** 幹事会に、推進本部の所掌事務の具体的事項を検討するため、作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表第3に掲げる課に所属する職員で、当該課の課長が推薦した者（以下「担当者」という。）をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、人権啓発センター所長をもって充てる。
- 4 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、作業部会の会議に担当者以外の職員の出席を求めることができる。  
(庶務)

**第8条** 推進本部の庶務は、市民協働生活部人権啓発センターにおいて処理する。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
(岐阜市人権擁護啓発推進庁内連絡会要綱の廃止)
- 2 岐阜市人権擁護啓発推進庁内連絡会要綱（平成12年4月19日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長（副本部長となる副市長を除く。） 教育長 市長公室長 企画部長 財政部長 行政部長 市民協働生活部長 工事検査室長 ぎふ魅力づくり推進部長 経済部長 福祉部長 子ども未来部長 保健衛生部長 病院事業管理者 市民病院事務局長 環境部長 危機管理部長 消防長 まちづくり推進部長 都市建設部長 基盤整備部長 上下水道事業部長 女子短期大学長 女子短期大学事務局長 教育委員会事務局長 会計管理者 議会事務局長 監査委員事務局長

上記に掲げるもののほか、市長が指名する職員

別表第2（第6条関係）

市長公室秘書課長 企画部総合政策課長 財政部財政課長 財政部税制課長 行政部行政課長 市民協働生活部市民協働生活政策課長 工事検査室長が指定する者 ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長 経済部経済政策課長 福祉部福祉政策課長 子ども未来部子ども政策課長 保健衛生部保健衛生政策課長 市民病院事務局病院政策課長 環境部環境政策課長 危機管理部危機管理課長 消防本部消防総務課長 まちづくり推進部まちづくり推進政策課長 都市建設部都市建設政策課長 基盤整備部基盤整備政策課長 上下水道事業部上下水道事業政策課長 女子短期大学事務局総務管理課長 教育委員会事務局教育政策課長 会計課長 議会事務局議会総務課長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局監査課長 農業委員会事務局長

別表第3（第7条関係）

広報広聴課 行政課 人事課 市民協働生活政策課 男女共生・生涯学習推進課 市民活動交流センター 市民相談・消費生活課 市民課 国際課 労働雇用課 福祉政策課 介護保険課 生活福祉一課 障がい福祉課 高齢福祉課 福祉医療課 子ども政策課 子ども・若者総合支援センター 子ども支援課 子ども保育課 保健衛生政策課 保健予防課 地域保健課 感染症・医務薬務課 地域安全推進課 病院政策課 患者総合支援センター 教育政策課 学校指導課 学校安全支援課 幼児教育課 社会・青少年教育課

岐阜市の人権教育・啓発のあゆみ

※○は国、◆は世界のできごと

世界・国のできごと	と き	岐 阜 市 の で き ご と
○11.3 日本国憲法公布 (1947 .5.3 施行)	1946 (S21)	
◆12.10 国連総会で、「世界人権宣言」採択	1948 (S23)	
○「同和対策審議会」設置	1960 (S35)	
○同和対策審議会答申	1965 (S40)	
◆国連総会で、「国際人権規約」を策定	1966 (S41)	11月 「同和行政推進協議会」設置
	1968 (S43)	10月 「同和対策要綱」策定
○同和対策事業特別措置法〈同対法〉公布	1969 (S44)	
	1971 (S46)	社会同和教育体制が確立し、研修を開始
○中学社会科教科書に同和問題を掲載	1972 (S47)	4月 「同和対策室」設置
		<b>学校・各種団体の同和教育の取組が始まる</b>
		学習資料「みんなのしあわせのために」を発行
	1978 (S53)	4月 「早田教育集会所」開設
		4月 「教委同和教育推進委員会 (同和プロジェクト)」発足
		4月 「同和教育担当主事」を配置
		5月 「社会同和教育研究委員会」、「学校同和教育研究委員会」を設置
		7月 「同和问题講演会」開催
	1979 (S54)	4月 「同和教育基本指針」策定
		11月 「広報ぎふ」に同和问题シリーズを掲載
	1982 (S57)	4月 「黒野会館」開設 黒野共栄館 (隣保館) と黒野公民館を併設
○地域改善対策協議会「今後における啓発活動のあり方について」意見具申提出	1984 (S59)	6月 「第1回市民の同和问题意識調査」実施 以後、概ね5年ごとに実施
		11月 黒野地域で、「第1回地域ぐるみの同和教育研究会」を開催、以後3年ごとに開催
	1985 (S60)	5月 「同和教育講師団連絡協議会」発足
	1987 (S62)	4月 「モデル校区同和教育・啓発推進委員会」設置、対象地区のない小学校区での地域ぐるみのモデル事業を開始
		4月 社会教育課に、「社会同和係」を設置
	1988 (S63)	7月 「同和教育・啓発推進協議会」、「同和教育・啓発推進委員会」、「調査検討委員会 (H4.5 同和教育講師団専門委員会に移行)」を設置
	1989 (H元)	7月 <b>49全小学校区に「同和教育・啓発推進指導員」1名を委嘱し、住民主体の活動を開始</b>
		9月を「同和教育・啓発推進強調月間」と定める (H7より、11月11日~12月10日に移行)
	1990 (H2)	7月 <b>49全小学校区に「同和教育・啓発推進委員会」を設置し、推進事業を委託</b>

世界・国のできごと	と き	岐 阜 市 の で き ご と
<p>◆人権教育のための国連 10 年・決議 (1995 (H7) から行動計画スタート)</p> <p>○「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」(内閣推進本部) 策定</p> <p>○12 月 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行</p> <p>○3月 33 年間にわたる同和対策事業に係わる特別法が終了 「人権教育・啓発に関する基本計画」(閣議決定)</p>	1992 (H 4)	<p>5 月 「同和教育講師団専門委員会」設置</p> <p>6 月 指導者層を対象に「社会同和教育研修講座」(3 回連続) の開催始まる (のちの「人権学習講座」)</p> <p>9 月 同和問題講演会を、「人権の広場」と改称</p> <p>11 月 「心の輪講座」(3 回連続) を開催</p> <p>12 月 「心の輪の会」(初代会長 松原茂) 結成</p>
	1993 (H 5)	4 月 同和教育・啓発のキャッチフレーズ「心にひびき、心をひらく」を設定
	1994 (H 6)	6 月 国(総務庁)から平成 6～7 年度「啓発推進まちづくりモデル市町村事業」指定を受ける
	1996 (H 8)	<p>3 月 国(総務庁) 指定事業の一環として、人権学習ビデオ 3 部作を企画・作成</p> <p>12 月 人権週間に実施されている人権擁護パレード(人権擁護委員会主催) に参加</p>
	1997 (H 9)	
	1998 (H10)	4 月 「社会同和係」を「人権教育啓発係」に改称
	1999 (H11)	<p>3 月 「同和教育啓発-20 年の歩み」発刊</p> <p>4 月 市民部に「人権推進課」設置</p> <p>4 月 「人権教育啓発係」を「人権教育係」に改称</p> <p>4 月 「同和教育」を「人権同和教育」に名称変更</p> <p>6 月 「岐阜市人権擁護啓発推進協議会」発足</p> <p>6.7 月 「社会同和教育研修講座」を「人権同和学習講座」に改称、人権課題の 10 項目をテーマにする</p>
	2000 (H12)	<p>地域人権学習推進モデル事業「心のふれあいと人権尊重のつどい」を 5 ブロックで開催(5 年間計画)</p> <p>以後継続</p>
	2001 (H13)	3 月 「岐阜市人権教育行動計画」策定(平成 12～21 年度)
	2002 (H14)	3 月 岐阜市同和行政推進協議会が「岐阜市における今後の同和行政の基本方針について」の意見具申を提出
	2003 (H15)	4 月 市民参画部「岐阜市人権啓発センター」設立(人権教育係と人権施策推進課と統合)

世界・国のできごと	と き	岐 阜 市 の で き ご と
○人権教育の指導方法等の在り方について 〔第一次とりまとめ〕	2004 (H16)	4 月 センター内に「あつたかハートルーム」開設、イメージキャラクター「あつたかハートちゃん」公開 6 月 文部科学省指定「人権教育総合推進事業（ハートフル事業）」（～18年度）を岐北中学校区で実施
◆人権教育のための世界計画第1フェーズ	2005 (H17)	6 月 「岐阜市子どもの権利検討懇話会」発足（会長：溝口博司）
○人権教育の指導方法等の在り方について 〔第二次とりまとめ〕	2006 (H18)	3 月 「岐阜市子どもの権利に関する条例」制定 岐阜市の人権同和教育に尽力した(故)辻欣一氏と藤田敬一氏が市民栄誉賞を受賞 10月 「人権同和教育 35年の歩みを振り返る会」開催
○人権教育の指導方法等の在り方について 〔第三次とりまとめ〕	2008 (H20)	
	2009 (H21)	9 月 「人権啓発フェスティバル岐阜会場『ハートフルフェスタ 2009 ぎふ』」を長良川国際会議場とその周辺で開催（約 21,000 人参加）
◆人権教育のための世界計画第2フェーズ	2010 (H22)	3 月 「光ある未来のために－同和問題解決へのあゆみ－」を刊行 3 月 「第2次岐阜市人権教育・啓発行動計画」策定（平成 22～31 年度） 4 月 「人権同和教育」を「人権教育」に名称変更 4 月 「人権擁護啓発推進協議会」と「人権同和教育推進委員会」を「人権教育・啓発推進協議会」に統合
○「人権教育・啓発に関する基本計画」を一部変更	2011 (H23)	
	2012 (H24)	小中学校等を対象に「ハートフル人権ライブ事業」を開始
◆人権教育のための世界計画第3フェーズ	2015 (H27)	3 月 同和問題歴史プロジェクトチームが、「同和問題の歴史～何をどう教えるか～」を刊行 12月 「人権パネル展」をメディコスで開催
	2016 (H28)	7 月 「夏休み子ども人権パネル展」をメディコスで開催
	2017 (H29)	11月 市内 50 地域公民館の人権標語看板を地域人権教育推進委員会の協力のもと、新しくする
◆人権教育のための世界計画第4フェーズ	2020 (R2)	3 月 「第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画」策定（令和 2～11 年度）

## 相 談 機 関 一 覧

### 〈人権相談〉

岐阜地方法務局人権擁護課	岐阜市金竜町5丁目13番地 (岐阜合同庁舎)	058-245-3181 0570-003-110
岐阜県環境生活部 人権施策推進課	岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-1111 内線 2442
岐阜市市民協働生活部 人権啓発センター	岐阜市司町40番地1	058-214-6119【直通】
岐阜市市民協働生活部 市民相談・消費生活課	岐阜市司町40番地1	058-214-6028【直通】
外国語人権相談ダイヤル	法務省	0570-090-911

### 〈えせ同和行為相談〉

岐阜地方法務局人権擁護課	岐阜市金竜町5丁目13番地 (岐阜合同庁舎)	058-245-3181
岐阜県環境生活部 人権施策推進課	岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-272-1111 内線 2442
岐阜県警察本部 暴力110番	岐阜市藪田南2丁目1番1号	058-274-7444
(公財)岐阜県暴力追放 推進センター	岐阜市藪田南5丁目14番1号	058-277-1613 0800-200-8930
岐阜県弁護士会 民事介入 暴力被害者救済センター	岐阜市端詰町22番地	058-265-0020
岐阜市市民協働生活部 人権啓発センター	岐阜市司町40番地1	058-214-6119【直通】
岐阜県県民生活相談センター (クーリングオフ等の相談)	岐阜市藪田南5丁目14番53号 (ふれあい福寿会館)	058-277-1003
岐阜市消費生活センター (クーリングオフ等の相談)	岐阜市司町40番地1	058-214-2666

### 〈いじめ等相談〉

子どもホッとダイヤル	(岐阜市子ども・若者総合支援セ ンター“エールぎふ”)	0120-43-1474 (いじめ相談)
いじめ相談 24	(岐阜県総合教育センター)	0120-740-070
子どもの人権 110 番	(岐阜地方法務局)	0120-007-110
青少年 SOS センター	(岐阜県私学振興・青少年課)	0120-247-505
子ども・家庭電話相談室	(中央子ども相談センター)	0120-76-1152 058-213-8080
教育相談ほほえみダイヤル	(岐阜教育事務局)	0120-745-070
チャイルドラインぎふ	(18歳までの子ども対象)	0120-99-7777
女性の人権ホットライン	(岐阜地方法務局)	0570-070-810
ヤングテレホンコーナー	(岐阜県警察本部)	0120-783-800
子どもの人権センター	(岐阜県弁護士会)	058-265-2850



## 基本理念

一人ひとりの人権を尊重するまちづくり  
～よく生き合おう～

## 基本的な視点

- 1 「生き合う力を」を育もう
- 2 人権感覚を日常生活に根づかせよう
- 3 「差別を見て見ぬふりをしない土壌」を創り出そう
- 4 共生と協働の心の輪を広げよう

第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画（改定版）

令和7年3月

発行 岐阜市

編集 岐阜市市民協働生活部人権啓発センター

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

TEL 058-214-6119（直通）

FAX 058-265-1020

E-mail [jinken@city.gifu.gifu.jp](mailto:jinken@city.gifu.gifu.jp)